

# さいたま市水道局工事検査技術基準

平成21年11月5日設定

## (目的)

第1条 この技術基準は、さいたま市水道局工事検査要綱(平成18年4月1日設定)

第11条に基づき、工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この技術基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付の検査 完成検査及び既済部分検査を対象とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に基づいて、給付の完了の確認を行うための検査をいう。
- (2) 技術検査 完成検査、中間検査及び既済部分検査を対象とし、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項に基づいて、技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を行う検査をいう。

## (検査の内容)

第3条 給付の検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うことを原則とし、契約書及び設計図書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について、適否の判断を行うものとする。

2 技術検査は、当該工事を対象として、実地において行うことを原則とし、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて技術的な評価を行い、施工について改善を要する事項及び現地における指示事項を把握するものとする。

## (工事実施状況の検査)

第4条 工事実施状況の給付の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、施工状況、施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、電子媒体等による記録を含む。（以下「各種の記録」という。））と契約書及び設計図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

2 工事実施状況の技術検査は、工事の施工状況、施工体制等の的確さについて技術

的な評価を行うものとする。

(出来形の検査)

第5条 出来形の給付の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と契約書及び設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、水道工事検査員又は指定検査員（以下「検査員」という。）は、契約書の定めるところにより、必要に応じて最小限度破壊して検査を行うものとする。

2 出来形の技術検査は、出来形の精度、出来形管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(品質の検査)

第6条 品質の給付の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と契約書及び設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、検査員は契約書の定めるところにより、必要に応じて最小限度破壊して検査を行うものとする。

2 品質の技術検査は、品質、品質管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第7条 出来ばえの技術検査は、仕上がり状態、とおり、すり付けなどの程度、納まり、形状、配置、全般的な外観、関連工事（密接に関係する別契約の工事をいう。）との調和等について技術的な評価を行うものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、水道事業管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

## 工事の実施状況の検査留意事項

| 項目          | 関係書類                             | 内容  |
|-------------|----------------------------------|---|
| 1 契約書等の履行状況 | 契約書<br>設計図書<br>その他関係書類           | 指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品・工事発生品の処理状況及びその他契約書等の履行状況<br>関係法令による手続き及び許可の処理状況 |
| 2 工程管理      | 実施工程表<br>工事打合せ簿<br>その他関係書類       | 工程管理状況及び進捗状況  |
| 3 安全管理      | 契約書<br>設計図書<br>工事打合せ簿<br>その他関係書類 | 安全管理状況、交通処理状況及び措置内容<br>関係法令の遵守状況  |
| 4 施工状況      | 施工計画書<br>工事打合せ簿<br>その他関係書類       | 工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、関連工事との調整及び現場管理状況                                   |
| 5 施工体制      | 施工計画書<br>施工体制台帳<br>その他関係書類       | 適正な施工体制の確保状況  |

備考 この表において関連工事とは、施工上密接に関連する別契約の工事をいう。

別表第2（第5条、第6条関係）

出来形及び品質の給付の検査の検査基準

管理基準及び規格値は、特記仕様書等に明記のない場合においては、下表に準じる。

| 工種     | 検査の基準とする仕様書等                         |   |
|--------|--------------------------------------|---|
| 土木工事   | さいたま市水道局水道工事標準仕様書<br>さいたま市土木工事実務要覧   |   |
| 建築工事   | さいたま市建築工事特別共通仕様書<br>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 | 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）<br>公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）<br>公共建築木造工事標準仕様書<br>建築物解体工事共通仕様書<br>建築工事監理指針<br>建築改修工事監理指針 |
| 電気設備工事 | さいたま市電気設備工事・機械設備工事特別共通仕様書            |   |
| 機械設備工事 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修                     | 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）<br>公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）<br>公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）<br>電気設備工事監理指針                  |
| 機械設備工事 | さいたま市電気設備工事・機械設備工事特別共通仕様書            |   |
|        | 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修                     | 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）<br>公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）<br>公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）<br>機械設備工事監理指針                  |